

【豊見城市街なみ環境整備事業補助金】 Q & A

■申請対象について

No.	Q	A
1	現在、対象区域に居住等していないが、今後対象区域内へ移住・移転する場合は補助対象となるのか？	今後、当該補助事業を活用した建物等を使用する場合は対象となります。 その場合、居住等が確認できる公的書類（住民票等）が必要となります。
2	他の補助を受けている場合、本補助を受けることはできるのか？	他制度との併用は原則出来ません。
3	建物の名義が親と子の共有名義となっている場合、それぞれで申請することはできるのか？	できません。1つの建物等に対し、申請は1名のみとなります。
4	土地や建物等の所有者が既に亡くなっているが、相続登記が完了していない場合は申請できるのか？	相続登記の手続きを完了した後に申請してください。
5	土地や建物等の所有者以外でも補助対象となるのか？	対象となる土地や建物の借地借家権や使用权等を有し、かつ、工事の実施について所有者全員からの承諾を得ていれば対象となります。
6	対象事業の併用（赤瓦葺きと石垣等）は可能か？	可能です。
7	同一対象事業であって複数個所の修景は可能か？	可能ですが、1回の申請で複数個所の見積書と写真等を添付して申請してください。

■申請手続き等について

No.	Q	A
8	申請はどのようにしたらいいか？	工事着手前に申請者または代理人が申請書に添付書類を添えて提出してください。
9	申請は何回できるのか？	補助対象工事ごとに1回のみです。
10	申請書の提出は、申請者本人でないといけないか？	委任状を添付していただければ、申請者本人でなくとも提出は可能です。
11	土地や建物等を借用している場合、必要な提出書類はあるか？	所有者の同意が確認できる書類が必要となります。

■対象区域について

No.	Q	A
12	補助対象区域はどの範囲か？	字豊見城地区と同一区域となっています。詳細は「補助金交付制度のご案内」をご覧ください。不明な場合は都市計画課窓口までお越しください。

■対象工事について

No.	Q	A
13	補助対象となる工事について知りたい。	「対象工事一覧表」または「補助金交付制度のご案内」をご覧ください。
14	店舗等の併用住宅である場合は補助対象となるのか？	補助対象となります。 補助対象となる建物等の用途は問いません。
15	建物を解体して新築する場合、補助の対象となるか？	対象となります。 ただし、建築基準法その他の法令に適合している必要があります。
16	緊急性のある修繕（屋根の一部が崩れた等）は対象となるか？	外観の維持を目的とする修繕は対象外となります。 本補助金の対象となる事業は、街なみ景観形成を目的とした事業が対象となります。
17	解体撤去に要する費用は補助対象経費に含まれるのか？	補助対象経費の対象外となります。
18	設計費用は補助対象経費に含まれるのか？	補助対象経費の対象外となります。